

市立宇和島病院医療事故公表基準

1．目的

安全で質の高い医療の提供をめざす病院として、自発的に医療事故を公表することにより社会的な説明責任を果たすとともに、医療の透明性を高め、医療に対する信頼と安全管理の確保を目的とする。

2．用語の定義

医療事故とは、医療の全過程において発生するすべての人身事故のことをいう。したがって、医療行為とは直接関係がない転倒・転落事故等も含まれる。

3．公表基準

- 1) 事故が起きて治療の必要が生じ、治療で入院期間延長に相当する医療事故は、一括的に公表する。ただし、社会的影響等を考慮した上で、必要があれば個別に公表する。
- 2) 事故が起きて、障害が長期間持続または死亡した場合で、過失のある事故は、個別に公表する。過失のない医療事故は、原則として非公表とする。ただし、過失のない医療事故でも、社会的影響等を考慮した上で、必要があれば個別に公表する。

4．公表内容

1) 一括公表

- ・病院全体で発生した医療事故の件数
- ・その他必要な事項

2) 個別公表

- ・事故の概要（発生日時、場所、医療行為、原因、患者の年齢・性別・病名）
- ・事故発生状況
- ・事故への対応とその後の経過
- ・今後の対策と改善策
- ・その他必要な事項

5．公表の手順

1) 一括公表

原則として、当該年度1年分を一括して翌年度の6月末日までに市立宇和島病院ホームページ「医療安全管理部」にて公表する。

2) 個別公表

原則として、医療事故発生後、速やかに医療事故調査委員会で検討し、病院長が病院開設者（市長）と協議した上で、病院ホームページ「医療安全管理部」にて公表する。

なお、社会的影響が大きいと判断される場合には、原則として病院長が会見により公表する。

市立宇和島病院ホームページアドレス：<http://www.uwajima-mh.go.jp>

6. 患者および家族への配慮

公表にあたっては、患者および家族に十分説明を行い、原則として書面により同意を得た上で行う。

公表する内容から、患者や職員が特定、識別されないように十分配慮する。

7. その他

この基準の運用にあたって必要な事項は、別に定める。

附則

この基準は、平成17年4月1日から適用する。